

# 「解放令」とは呼ばないで

## 1. 目標

- ・差別から「解放」されるとはどういうことか、考えをもつ。
- ・「解放令」は平等や自由のために出されたのではなく、資本主義経済確立のため富国強兵策を推進し、税金を平等に徴収するための施策として出されたものであることに気づく。

## 2. 準備物

- ・ワークシート
- ・資料太政官布告 61 号「賤民廃止令」現代語訳
- ・絵本 もうひとつの日本の歴史 中尾健次・文 西村繁男・絵 エルくらぶ

## 3. 所要時間

全1回(50分×1回)

## 4. キーワード

太政官布告 61 号「賤民廃止令」いわゆる「解放令」

5. <指導計画>

	学習内容と生徒の活動	教員の学習支援	留意点
導入( )分	○江戸時代の被差別部落の人々の暮らしについて既習内容を思い出す	○江戸時代の人々のくらしで、差別を受けていた人々のくらしについて、他の集落の人々のくらしと比較しながら確認する	◎今までの学習資料及び絵本「もうひとつの日本の歴史」P12～19 参照
展開( )分	○太政官布告 61 号「賤民廃止令」いわゆる解放令に何が書かれていたかを知り、発布後の影響を予想する	○太政官布告 61 号「賤民廃止令」いわゆる解放令の原文・現代語訳を見せ身分・職業ともに平民と同様になることが書かれていることを確認する。 ○発布後、差別されていた人たちに対する差別の状況を予想させワークシートの間1と2について記入させる	◎資料「太政官布告 61 号「賤民廃止令」(原文・現代語訳)を配布する ◎ワークシートを配布する
	○発布後のくらしについて描かれているものから、被差別部落のくらしの変化をよみとり太政官布告 61 号に書かれていたことと現実のくらしについて考える	○発布後の被差別部落のくらしの変化を説明し、なぜこのような現状に陥ったかを理解させる。	◎生徒の現状により実際にあった差別に触れてもよい ①馬桶の絵②反対一揆
まとめ( )分	○何のために「賤民廃止令」は出され、結果どのようなものかを考え、「賤民廃止令」いわゆる「解放令」とは何だったのかを考える。	○何のために太政官布告 61 号「賤民廃止令」が発布されたのかを理解させ、形式的な解放によって人々が生活の困窮とさらなる差別の現状を突き付けられたことを理解させる 「賤民廃止令は被差別部落の人たちを賤民ではなくすることで、他の百姓や町民と平等に税金を徴収できるようにして明治政府がうまくいくようにと発布されたものであって、差別からの解放などとは全く無関係のものでした。だから、それを「解放令」と呼ばないでもらいたいものです」	◎太政官布告 61 号「賤民廃止令」は被差別の人々のために発布されたのではなく、「富国強兵」の一環としての戸籍制度を整え、税の徴収のためであったことを理解できるようにする。 ◎50年後の「水平社宣言」が差別されてきた人々が立ち上がった運動と、時の政府から「与えられた解放」とのちがいを感じさせたい

# ワークシート

1. 賤民廃止令(いわゆる「解放令」)が出されたあと、

差別は、**なくなった** ・ **なくならなかった** ・ **わからない**

2. 賤民廃止令(いわゆる「解放令」)が出されたあと、差別を受けていたひとびとのくらしがどのように変化したのか予想してみましょう。

解放令までの被差別部落の人々のくらし	→	(予想)解放令によって変わったこと
苗字は名乗れなかった 1870年に平民が名乗れた時にも苗字は名乗れなかった。	→	被差別部落の人々も苗字を名乗れるようになり、約20種の苗字が生まれた村があった!
仕事 決められた仕事にしか就くことができなかった	→	
結婚	→	
ほかの村との関係	→	
	→	
	→	

3. 賤民廃止令(いわゆる「解放令」)は何のために出されたのか考えよう。

「解放令」は( )が( )するためにできた。  
これにより被差別部落の人々は( )になった。

4. いわゆる「解放令」を学習してあなたは何を感しましたか？

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

穢多非人等ノ称廃サレ候条、身分職業共、平民同様タルベキ事

かのと  
辛八月

太政官

穢多非人等ノ称廃サレ候条、一般民籍ニ編入シ、身分職業共、都テ同一ニ相成リ候様取扱フ可シ。

尤土地租其ノ外、除ケンノ仕来モ之有候ハバ、引直シ方見込ニ取調べ、大蔵省へ伺出ル可キ事

太政官

かのとひつじ  
辛未八月

「賤民廃止令」(1871年太政官布告)現代語訳

(一八七一年)八月二十八日布告

差別されていた人たちへの呼び方が廃止されたので、これからは身分・職業ともに平民と同様であるべきこと。

同じく府県へ

差別されていた人たちへの呼び方が廃止されたので、平民の籍に編入して身分・職業ともに同一になるよう取り扱うべきである。もっとも、(部落の人々に対しては)地租その他の負担を免除してきた慣習があれば、それを改めるために再調査して、大蔵省にうかがい出るべきこと。

<参考資料>

- ・ 現代語訳
- ・ 絵本 もうひとつの日本の歴史 中尾健次・文 西村繁男・絵 エルくらぶ